

將軍姫君の公儀付人・女中について

——尾張藩主徳川斉朝夫人淑姫の事例から——

はじめに

一 公儀付人

(一) 御目見以上

① 医師

② 同朋

③ 用達

(二) 御目見以下

① 奥昇

② 膳所小間遣

二 女中

(一) 年寄の役替

(二) 役替・新規召抱

三 淑姫死去後の動き

(一) 公儀付人の処遇

(二) 女中の処遇

おわりに

吉成香澄

はじめに

徳川將軍家の姫が他の大名家に嫁ぐと、「御守殿」という御殿に住み、幕府から化粧料と付人がつけられる。將軍姫君は大名家の正室となつてからも將軍姫君として扱われた。先行研究では藩主夫人の役割を、特に儀礼を通して形成される藩内外の關係構築において重要な位置を担っていたとされる^①。將軍姫君の場合は、嫁ぎ先の藩と実家方(この場合は將軍家)を取り結ぶ存在として、とくに政治的意味合いが強かつたであろう。

婚姻後、両家をはじめ各方面の伝達役をつとめるのが、妻(正室)の付人である。大名家の婚姻に関する研究で、正室の付人にも言及して論じているのは、浅川清栄氏、高橋博氏である。高橋氏は久保田藩佐竹氏の事例から婚姻にいたるまでの道筋・仲介者の存在を指摘し、かつ婚姻交渉においては、姫の「奥附」諸士の家格まで取りざたされていたことを指摘している^②。浅川氏は、高島藩諏訪氏の事例から、藩主の妻妾および藩主の子女の

縁組について、藩体制との関わりを考察した。そのなかで藩主正室の「御附人」については、「出向」のようなものであり、俸禄は概ね出向前の給与に準じて出向先で支給されていたこと、そして主人が亡くなれば元の主君のもとへ帰参することになっていた点を挙げている。⁽³⁾

將軍姫君の場合は、幕府役人が付人として附属されるので、公儀付人も称される。この公儀付人については、大塚英二氏の研究がある。大塚氏は徳川家光息女で尾張藩二代藩主光友夫人の千代姫の事例から、公儀付人の分析と千代姫死去後の召返しについて考察している。⁽⁴⁾ それによると、付人は「幕府と尾張家の双方にまさに両属する」存在であるとしている。

これらの研究をまとめると、正室付人とは、①婚姻に際して実家方の家臣から付けられる、②俸禄は元の高に準じて嫁ぎ先の家から支給される（「出向」のような状態）、③正室の死去後は実家方に召し返される、という点が挙げられる。

一方、正室に付けられる女中も実家方からの者が多い。大名家の奥向を対象とした研究で、奥女中に関する研究も増えている。⁽⁵⁾ その中で高橋博氏は、正室の実家方から付けられた「奥附」家臣と奥女中をあわせて検討し、正室を主人とする人々について考察している。⁽⁶⁾ 特に將軍姫君付として御守殿に入った女中は、もとは江戸城大奥の女中で、御守殿入りした後も姫君から將軍家へ献物したり御礼を伝えたりする際に、女中使が江戸城へ登城し、正室と將軍家とのパイプ役を勤めていたことが明らかにされている。⁽⁷⁾

以上の研究史をふまえ、本稿では將軍姫君に付人として附属された男性役人・女中の両方を検討対象とし、付人・女中の構成、役替における幕府との関わり、姫君死去後の処遇についてみていきたい。

なお、本稿では男性役人と女性奉公人の区別をはかるため、男性役人を

付人、女性奉公人を女中と呼ぶこととする。

本稿では学習院大学図書館所蔵の「御守殿方留」「御守殿諸書付留」という史料を用いて、一代將軍家斉の長女である淑姫を事例に、尾張徳川家人奥後の付人・女中を考察していく。この史料は、文化三年（一八〇六）一〇月に淑姫の「御用承り」の掛に任命された若年寄植村駿河守家長が作成した御用留と、業務上で作成された書類の控えである。ただし、淑姫は寛政十一年（二七九九）一月に入奥しており、この史料では淑姫の入奥直後の様子を知ることができない。しかし、植村は文化一四年の淑姫死去まで御用掛を勤めていたので、淑姫死去後の付人処分の様子は一部記録されている。よって本稿では、淑姫の入奥七年後から死去後までの時期を取り扱うことをあらかじめ申し上げる。

一 公儀付人

大塚英二氏の論文によると、三代將軍徳川家光の娘で、尾張藩二代藩主光友室となった千代姫の公儀付人には、用人二人、医師一人、用達一人、台所頭一人、侍五人、台所組頭二人、同朋一人、（平）台所人四人、赤坂屋敷奉行一人、進物奉行一人、小人頭一人、小人五人、小間遣五人、駕籠之者二〇人がいた。このなかで、赤坂屋敷奉行は本来付人の役職にはなかった。千代姫に小人として仕えていた田中茂右衛門がその奉公ぶりを評価されて、千代姫によって奉行にとりたてられたものである。

このうち、医師、用達、台所組頭は幕府からの知行や切米のほかに、藩からも切米が支給されていた。大塚氏は召し返しの際の手続きから、彼らは御目見以上の格であろうと推察している。

また、五代將軍綱吉の養女で加賀藩前田吉徳室となった松姫の公儀付人のうち、用人、用達、医師、台所頭へは、幕府からの俸禄に加えて、加賀藩からも合力米が支給されていたことが明らかになっている。⁽⁸⁾

これらをつまえて、淑姫の事例をみていきたい。

寛政八年(二七九六)二月五日、一橋治国の嫡子であった愷千代(斉朝)と淑姫の縁組が行われた。この翌年、寛政九年の『武鑑』⁽⁹⁾にはじめて「淑姫君様御侍衆」として五人の名が掲載された。

さらに寛政一〇年八月四日に淑姫の最初の用人が任じられた。⁽¹⁰⁾この年は四月に徳川愷千代が一橋家から尾張家に養子入りすることが決定し、淑姫は尾張家に入興するように上意として申し渡されている。この決定をうけて淑姫付人が編成されたのであろう。

次あげる〔史料一〕は淑姫が入興した寛政一一年に作成された史料の写しである。

〔史料一〕「御守殿方留」文化三年(一八〇六)二月八日

淑姫君様御附之者共御合力米等定書抜

寛政十一年

淑姫君様御附之面々、従公儀被下候御切米御役料之外、尾張殿より御合力被下候分

米五百俵充	御用人	二人
米百五拾俵充	御用達	二人
米百俵	御医師	一人
米百五拾俵	御台所頭	一人
米三拾俵	御同朋	一人

將軍姫君の公儀付人・女中について

右之通当年より年々御合力可被下候

一、御侍以下之分者、只今迄従公儀被下候御充行高之通、来申年より

尾張殿ニ而御充行可被下候、人数端所高儀者追而可相達候

淑姫君様御附御侍以下端所高之書付

百俵高	淑姫君様御侍	七人
七拾俵高	御台所組頭	二人
四拾俵高	御台所人	五人
三拾俵高	用部屋書役	
貳人扶持		三人
二拾俵高	御台所小間遣頭	
貳人扶持		一人
二拾俵高	御輿昇組頭	二人
貳人扶持		
拾五俵高	御台所小間遣	七人
貳人扶持		
拾五俵高	御輿昇	三人
貳人扶持		
端所高右之通候、尤当時相勤罷在候者共ハ、只今迄取米高之通可被下候事	二人扶持	二人

この史料は淑姫の「御用承り」掛となった若年寄植村駿河守家長が、その就任後に若年寄松平乗保から「貰受」けたものである。⁽¹¹⁾この定書が作成された寛政一一年は、淑姫が尾張家へ入興した年である。細かい作成日は

不明だが、文面からみて淑姫入輿以前のものであろう。これをみると、淑姫の付人は千代姫の付人とほぼ同じ構成であることがわかる。¹²⁾ また、この史料によると、用人から同朋までは幕府から支給される切米・役料のほかに、それぞれ記載されている分の合力米が尾張藩から支給されることになっていた。一方、侍から輿昇はそれまで幕府から支給されていた宛行高分を今後は尾張藩から支給されることとされた。この違いを千代姫の事例や松姫の事例から判断すると、幕府よりの切米・役料のほかに尾張藩からも合力米を支給された用人から同朋までが御目見以上、侍から輿昇が御目見以下であるといえる。¹³⁾

これまでの流れをみると、淑姫の付人は縁組が行われたことよって付け始められ、入輿が決定したことで本格的に編成された事がわかる。これら姫君の公儀付人は用人が統率し、幕府職制上では若年寄の支配下に置かれていた。実際には若年寄のなかで姫君ごとに「御用承り」の掛を決め、その担当する姫君の付人を支配していたことがわかる。

公儀付人を統率するのは用人である。定員は二人で、御守殿の経営管理を行い、担当の若年寄と種々の連絡をとった。用人が若年寄すなわち幕府に報告していたのは、御守殿ではたらく公儀方の役人・女中の管理、年中の行事に伴う淑姫の登城などの知らせ、御膳所の入用報告と、御守殿が行っている公金貸付出仕金の利息受取報告などであった。

淑姫付の歴代の用人には宇田川平七(寛政二一、享和元年)、加藤勘助(寛政二一、享和二年)、福村理太夫(享和元、文化一四年)、東條権太夫(享和二、文化二年)、大井庄三郎(昌富)(文化二一、同三年)、石野三右衛門(文化二一、一四年)がいた。なお、それぞれの前職は、宇田川・福村・大井・石野が小納戸、加藤が小普請組支配組頭、東條が田安家用人である。

このうち宇田川・加藤・東條は淑姫用人を在職中に死去しており、福村・石野は勤役中に淑姫が死去したことにより役替となっている。そのなかで大井は文化三年に小納戸頭取へと役替しているのだが、これは例外的なものともみてよいだろう。基本的に、姫君付用人は一生勤めであった。先にあげた千代姫の公儀付人らは、用人と赤坂屋敷奉行を除いて、ほとんどが千代姫入輿以来の家筋によって世襲されていた。¹⁴⁾ では淑姫の事例ではどうなっていたのだろうか。以降は用人以外の淑姫付人の役替についてみていきたい。

(一) 御目見以上

① 医師

文化一〇年五月二日、淑姫君附医師の余語良仙が、病気を理由に奉公御免を願っている。¹⁵⁾ この願は側衆の巨勢利和から植村へ伝えられた。植村はこのことを同日中に老中の牧野忠精へ届け、翌日牧野から輿向へ届けられた。五月五日に願は裁可され、五月七日土圭之間において余語の姫君附医師ならびに奥詰医師の御役御免と、小普請入りが老中牧野から申し渡された。老中列座はなく、若年寄が侍座した。なおこのとき余語本人は登城できず、名代として寄合医師の内田玄勝が上がった。

五月二三日、余語の後任に内田が決定する。余語と同様に姫君附医師と奥詰医師の兼任である。内田の役替の申し渡しは土圭之間で行われた。余語の御役御免の申し渡しと同様、老中列座はなく、若年寄が侍座するなか、老中牧野が申し渡した。その後、新部屋で内田は誓詞を提出した。

姫君付医師は奥詰医師が兼任した。なお、内田のちに淑姫付となる吉

田長楨や坂真庵もすべて奥詰医師で姫君付医師の兼任であった。さらに、坂は峯姫付も兼任していた。

② 同朋

文化一〇年六月九日、淑姫附同朋の樋口松阿弥が病死した。同日御守殿用人にこの旨が届き、即座に植村へも届けられた。翌一〇日、植村は奥右筆へ届を渡している。六月十九日、前日に側衆の平岡頼長をもって提出した同朋についての何が下り、明後日に触が出され二二日に申し渡しになるという事が、御守殿用人石野三右衛門と奥右筆尾嶋定右衛門へ伝えられた。その二三日、奥坊主の長有が呼び出しを受けて登城し、蹶躅の間において樋口松阿弥の跡を勤めるように申し渡された。

同朋とは同朋頭の支配にあつた役職で、若年寄支配の旗本役である。同朋頭の職務は坊主衆の監督をするほか、將軍の出行に扈從し、老中・若年寄と大名・諸役人とのあいだで人および文書の取次などに従事した。同朋はオランダ人が登城したときに、給仕などをつとめた職である。同朋頭は三人から五人程度で、その息子が見習いとして同朋を勤めていることが多い。同朋頭は奥坊主、表坊主、公人朝夕人も統率していた。¹⁶⁾

江戸城内の坊主というのは剃髪・法服で城内の雑役にしたがつた者たちで、同朋支配の奥・表坊主のほか、数奇屋頭の支配に属す数奇屋坊主、寺社奉行支配の紅葉山坊主などがあつた。文化一〇年当時、坊主の数は奥坊主七四人、表坊主二一四人、数奇屋坊主六五人、紅葉山坊主二人などがおり、ほかの坊主衆も合わせると、およそ四一三人に及んだ。¹⁷⁾

同朋衆は剃髪で袴を着用し、個人名には漢字一字に「阿弥」の二字のついた「阿弥号」を用いた。奥坊主であつた長有は、同朋を申し渡された後

に山口長阿弥と改名した。

六月二三日、山口長阿弥の誓詞の儀が植村宅でおこなわれた。誓詞の儀には植村、石野三右衛門が出席した。誓詞の儀が終わると、石野から「山口長阿弥御四季施物奉贈候書付」¹⁸⁾が出された。御四季施はいわゆるお仕着せのことで、年に三度支給された。さらに石野より「御蔵江之御證文」¹⁹⁾願がだされた。これは山口長阿弥の高が二〇俵二人扶持ほかから五〇俵三人扶持へ変わったことによるものである。

先述したように同朋は旗本なので、山口長阿弥はこの役替によつて二半場の奥坊主から旗本役についたのである。なぜすでに同朋を勤めている者ではなく、奥坊主を昇格させて充てられたのか、留意しておきたい。

③ 用達

文化八年、用達山下小十郎が病気により退職した。後任は表右筆の辻進太郎と決定し、二月一六日に右筆部屋縁類において老中列座・若年寄侍座のなか、老中松平伊豆守信明が辻へ淑姫用達を申し渡した。その後、新部屋において誓詞の儀が行われ、植村と石野が出席した。²⁰⁾

翌日「御蔵証文願」が御守殿用人より植村へ届けられる。これは役高一五〇俵高の表右筆から二〇〇俵高の用達に替わつたため、その証文を発行してくれるようにという願である。²¹⁾この「御蔵証文願」は同朋山口長阿弥の新任の際にも出されている。辻の事例もあわせてみると、役職や俸禄が変化したときには必ず出されていたものと思われる。

(二) 御目見以下

① 奥昇

淑姫の奥を担ぐ奥昇は、組頭二人、平二〇人を定員として、俸禄は一五俵高二人扶持であった。文化一〇年五月八日、先だつて奥昇に明きができたたため後任を探していたところ、幕府の賄方に適任者がいたという知らせが植村まで届いた。植村は石野三右衛門よりその旨を聞き、賄頭に伝えている。五月一九日候補者の調書が届き、二一日には賄頭・御守殿用人・当人へ奥昇の後任を申し渡す書付を送っている。²²⁾

前述の医師・同朋と比べると、奥昇の役替の場合には誓詞の儀がなく、書付による申し渡しのみで終わっている。この違いは、やはり御目見以上・以下の格差によるものであろう。しかし、御目見以上であっても以下であっても、淑姫付人は江戸城内ですでに働いている人物から選出されている点を指摘できる。

② 膳所小間遣

文化八年一二月、膳所小間遣見習の中嶋藤五郎が、眼病のために御役御免を申し出た。膳所台所頭の猶原与兵衛は、藤五郎御免の書付と同時に、前嶋清五郎という人物を後任候補として御勤願を出している。この前嶋清五郎というのは、淑姫付人の膳所小間遣左五左衛門の悻で、当時一五歳であった。檜原の書付には「人柄御宜御料理向茂相心得罷在、御場所相応之者ニ付」と理由を述べている。

植村は中嶋の勤御免の書付と前嶋の登用願の書付を奥右筆の御入人係の大沢弥三郎に渡した。この役替に関する書付は右の二通のみである。おそらく、この役が御目見以下でしかも見習であったため、若年寄の植村が後任を探すことなく、膳所台所頭の檜原から提示された後任者を追認した

のだろう。

以上、医師・同朋・用達・奥昇の役替と補充についてみてきた。このうち医師から用達が御目見以上、奥昇が御目見以下の役である。淑姫付役人のうちに欠員がでると、その旨が御守殿用人から植村へ伝えられた。その後、明きができた役職により側衆や奥右筆などに話を運び、後任者の選定を行っていた。

淑姫付人は基本的に欠員のでた役職と同役、もしくはそれに準ずる江戸城内の役職から選ばれていた。このとき、同朋山口長阿弥の事例のように、淑姫付の役職につくことで御目見以下だった者が御目見以上になることがあった。

なお、山口長阿弥の前任者である樋口松阿弥も、文化三年に奥坊主から淑姫付同朋になっている。これらの事例をあわせてみると、淑姫付同朋の後任は江戸城内の同朋衆からつけないという傾向がうかがえる。

二 女中

將軍姫君の入奥の際、御付役人と御付女中が従っていくことはすでに述べた。綱吉と吉宗の養女で、薩摩藩主島津継豊の後室となった竹姫(享保一四年入奥の場合、婚礼のときに二〇四人の女中がついていったが、その多くは式の手伝いをする女中や見送りの女中であつたので、その後実際に御守殿に住んだのは六四人であつたという。文化六年(一八〇九)には淑姫君付女中の数は五〇人を先例とすることが決められ、それ以降に嫁いだ家齊息女の溶姫(文政一〇年(一八二七)、加賀藩前田家に入奥の女中は五一人、同じく家齊息女の末姫(天保四年(一八三三)、広島藩浅野家に入奥)の女中は

五人であった。⁽²⁵⁾

淑姫が江戸城にいた頃(寛政九年)の女中は、上臈年寄二人・年寄一人・中年寄二人・中臈四人・小姓一人・呉服之間五人・三之間五人・仲居二人・半下一〇人の、計三一人であった。これが入臈時⁽²⁶⁾には、大上臈一人・小上臈一人・介添二人・年寄二人・中年寄三人・中臈頭一人・中臈八人・小姓一人・表使三人・右筆三人・次六人・呉服之間五人・三之間七人・末頭二人・中居三人・使番三人・小間使三人・半下一七人の、計七一人に及んでいた。さらに淑姫死去後の遺金分配の記事から女中たちの数と名前をまとめたのが「表1」である。

男性役人と同様、女中も各役職における定員が定まっていた。人事の異動は、本人の死亡や病氣療養による暇や役替によって明(空席)ができたときに行われる。御守殿の女中はどのようにして人員をあてていたのだろうか。

以下、女中の退任・新任の事例と、宿下がりの事例から検討してゆきたい。

(一) 年寄の役替

まず、年寄の事例を見ていきたい。江戸城大奥での年寄は「総体の取締」⁽²⁹⁾、「奥女中第一の権力者で、奥向の万事を差配し、表向の老中に匹敵する」⁽³⁰⁾とされる役職である。

文化五年閏六月朔日、錦小路・正親町・岩田・恵川・つほねから、中年寄の哥崎を年寄に仰付け、それに応じた宛行を下さるよう書付を出している。この書付は老中へ伝えられ、奥右筆組頭へと渡されている。また、側

將軍姫君の公儀付人・女中について

文化14年淑姫女中

役職	人数
御年寄	3
上臈年寄	2
中年寄	4
御中臈	7
御小姓	2
表使	4
御右筆	3
御次	7
呉服之間	7
御三之間	6
御末頭	2
御仲居	3
使番	3
小間使	3
御半下	25
諸役等小女	15

計 96人

(「御守殿諸書付留」文化14年8月より)

淑姫入臈時の付添女中

役職	人数
大上臈	1
小上臈	1
御介添	2
御年寄	2
中年寄	3
御中臈頭	1
御中臈	8
御小姓	1
表使	3
御右筆	3
御次	6
呉服之間	5
御三之間	7
御末頭	2
御中居	3
使番	3
小間使	3
御半下	17

計71人

(「日本財政経済史料」巻5「甲辰雜記」寛政11年巳未8月21日より)

表1 淑姫女中
江戸城での淑姫附女中

役職	人数
(上臈年寄)	2
御年寄	1
中年寄	2
御中臈	4
御小姓	1
呉服之間	5
御三之間	5
御仲居	2
御半下	10

計32人

(「女中分限帳」寛政九年より)

衆へも伝えられ、六月五日には下知札が付けられて植村のところに戻ってきている。六月九日、申渡当日の動きについて図解入りの次第書が、用人石野三右衛門より届く。その後申渡の日取りについて相談した上で、閏六月一八日と決定する。⁽³¹⁾

当日、植村は江戸城での勤務をした後、同役衆と老中牧野忠精に申し達した上で、九半打一寸廻の時刻に退出し、御守殿へ向かった。次の史料はその日の次第である。

〔史料二〕「御守殿方留」文化五年閏六月一日

- 一、今日御守殿ニ而申渡候書付、栄蔵(奥右筆)出ス
- 一、左之覚同人出ス

卷上

達之覚

淑姫君様中年寄哥崎儀、御年寄ニ被仰付、並之通御宛行被下候段、申渡相濟候後、右之趣尾張殿役人江可達旨、御附御用人江口上可達事

- 一、今日御守殿ニ而申渡候書付、扣一通廻候付認、栄蔵出持帰、左之通

卷上

出羽守(若年寄水野忠成)

扣 兵部少輔(若年寄井伊直朗) 申渡候書付

摂津守(若年寄堀田正敦)

閏六月十八日

淑姫君様中年寄

哥崎

御年寄に仰付られ、並之通御宛行下され候

右之通、淑姫君様御守殿江御用承り

植村駿河守罷越、申渡書付渡之

- 一、今日退出より御守殿江女中申渡ニ付罷越候段、同役衆并備前殿(老中牧野忠精)江申達

- 一、退出九半打一寸廻

一、平川通退散、御守殿江相越、御用人兩人共例之通掛板迄出迎、其外御用達等退出居罷在、茶・多葉粉盆出ル

但、御同朋案内いたす

一、奥宜旨、福村理太夫(用人)申聞、御用達案内いたし、御錠口内御広座敷上之間、絵図面之場所江着座、老女衆・表使先達而出罷在、御用人兩人御次之間ニ着座、哥崎出座、左之通申渡之

淑姫君様中年寄

哥崎

御年寄に仰付られ、並之通御宛行

下さる

右之通申渡之書付、当人江相渡候旨、御礼申之引、老女衆茂一統御礼申上畢而、御用人会釈、最前之扣座敷江罷越、御用達案内いたし候

一、暫有之、奥宜旨理太夫申聞、御用達案内ニ而御広敷江相越、図之通着座、右以前惠川井表使出罷在、哥崎も罷出居、御右筆ふて文台江誓詞載せ持出読之、読畢而表使多川受取哥崎江出、血判相濟多川受取、自分江為見候旨、此節哥崎御礼申聞、右誓詞多川より惠川江も為見候旨、哥崎、惠川江御礼申、惠川も御礼申聞一同引候旨、自分少し下り、平日着座之場所江着座、此時正親町罷出候間

淑姫君様益御機嫌能被成御座、恐悦之旨

右申述候処、可申上旨被申奥江被入、程なく上之方御様明罷出申上候処、御機嫌御伺御満足思召候之旨、御意之段申聞候間、難

図1 申渡の場

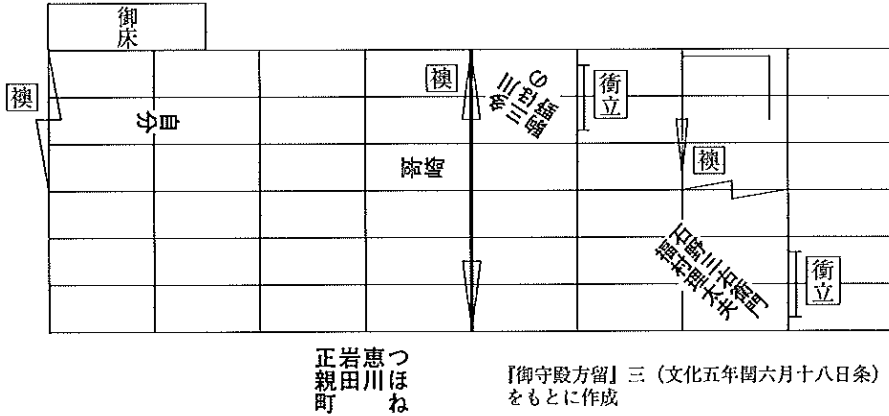
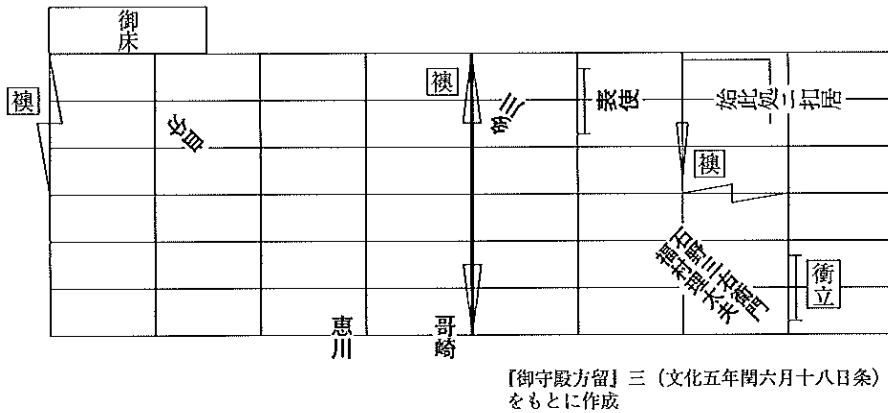


図2 誓詞の場



有旨申述畢而、相成時候之挨拶いたし罷在、正親町御次
之間迄送り有之、下ニ居会釈、表使江も下ニ居及会釈、
御用人案内ニ而扣座敷江帰座
一、御煎茶御菓子被下之旨、御用人理大夫申聞、直同人江
御礼申上御菓子出頂戴且時分ニ而相成候ニ付、御下可被
下旨同人申聞候得共、御断申上不致頂戴候
一、御用人石野三右衛門江申渡之趣、尾張殿役人江茂可被
達候
一、右相済直退散、送り最前出迎之通
一、帰宅八半時

哥崎への申渡は御守殿御鏡口内の御広座敷で行われた。植村は
床の前に座り、植村から見て襖より上座側の右の壁際に老女衆と
表使が着座し、次の間の奥のほうに用人の福村・石野が着座する
形であった。そこへ哥崎当人が現れ、植村が申渡をして書付を渡
した。哥崎がお礼を述べると、植村は用達の案内に従い一度控座
敷へ戻った。

次に誓詞の儀が行われた。場所は同じく御広座敷で、植村が入
室する前に老女惠川と表使ならびに哥崎は在室していた。誓詞の
儀がはじまり、右筆が文台に誓詞を載せて現れ、誓詞を読み上げ
た。表使がそれを受け取って哥崎の前に出し血判させ、植村へ見
せて確認させた。このとき哥崎がお礼を述べた。つぎに表使は恵
川に一覧させ、惠川もお礼を述べた。その後哥崎と惠川ほか一同
が部屋を下がると、植村は普段御守殿にきたときに着座する位置
に座りなおす。このとき老女正親町が現れたため、植村は淑姫へ

の御機嫌伺をしたところ、ほどなく返事がでた。このうち、正親町に時候の挨拶をして、用人の案内により控座敷に戻った。

年寄は女中のなかで地位の高い役職であり、御目見以上である。申渡の場に植村が出席していたのはそのためだろう。前節では役人の事例をみてきたが、その中の御目見以上の役職への就任の申渡をみると、ほかの幕府役人同様に江戸城内で行われていた。しかし女中の場合は、江戸城大奥で申渡がされるのではなく、御守殿に若年寄が出向いて申渡を行っていた。

(二) 役替・新規召抱

文化四年一〇月二七日、右筆のみのと三之間のくみが病気のため永の暇を願い出て、願いの通り暇を下された。同年十一月一日、明き役となった右筆みのの後任に、呉服之間のほのが昇進することが決まった。同時に、明きとなっていた御次しをの跡役に呉服之間のやえが入った。

しかし、ほのとやえが抜けたことで、次は呉服之間に明きができてしまった。この時点で、明きは呉服之間に二つ、三之間に一つあった。

一二月六日に、こよ・やお・いえの三人を新規に召抱えたいという届が、それぞれの親類書と一緒に老女衆から用人をとおして提出されている。

御書院番 戸田和泉守姪

松平図書妹 古よ

卯二十三歳

御勘定 美濃部桂太郎娘

屋尾

卯二拾歳

小普請方 中宮安右衛門娘

伊衛

卯十七歳

右古よ・屋尾兩人儀者御目見以上御奉公人呉服之間明跡江、伊衛儀者御目見以下御奉公人御三之間明キ跡江被召抱度旨、御附老女衆被申聞候ニ付、親類書吟味仕、此段申上候、以上

卯十二月

福村理太夫

石野三右衛門

三人は願の通り、それぞれの明き跡に召抱えられた。また、このとき小姓にも明きがあった。ここには淑姫付用人石野三右衛門の娘よね(八歳)が召し抱えられることになった。

一二月一五日、四人を召し抱えたと老女衆から申し出された旨が、用人から植村まで届けられた。

御届書

淑姫君様御小姓らん明跡江

よ祿事 きん

呉服之間ほの明跡江

こ代

呉服之間八重明跡江

や尾事 ゆら

御三之間くみ明跡江

い衛事 りん

右之通明跡江此度被 召抱候旨、老女衆より被申出候、依之此段申上候、以上

十二月十五日

福村理太夫

石野三右衛門

三 淑姫死去後の動き

この事例では年寄のときのように若年寄植村が出席するようなことはなく、御守殿内で老女衆から就任の申し渡しが行われただけであった。

こよ、やおの兩人は御目見以上として呉服之間、いえは御目見以下の三之間にはいった。一方よねは新規召し抱えにもかかわらず小姓に入っている。これらの違いは宿元の格差によるものである。⁽³²⁾ここでは呉服之間と三之間が、御目見以上・以下のラインとなっていることがわかる。

以上、淑姫付女中の役替と補充についてみ

表2 文化4年女中役替

	10月27日	11月11日	12月15日
小姓	(らん)	(らん)	新規・よね事さん
右筆	みの一暇	ほの	
御次	(しを)	やえ	
呉服之間	ほの	(ほの)	新規・こよ
	やえ	(やえ)	新規・やお事ゆら
三之間	くみ一暇	(くみ)	新規・いえ事りん

てきた。御守殿女中の御暇・死亡・役替・新規召抱などに關しては、老女衆から用人を通して届がでている。女中の人事異動に關して、幕府に裁可を伺うかたちになってはいるものの、実際には幕府が老女衆の決定を曲げることとはなく、追認のようなものであった。以上のことから、御守殿女中の人事は実質的に御守殿老女衆が管理していたといえる。

御守殿に新規採用される女中は幕臣の子供であり、おそらく採用の基準や手続きは江戸城大奥と同様であろうと思われる。御守殿で召し抱えられた女中であっても、女中の名前・親類書は幕府に届けられ、幕府に把握されていた。

將軍姫君の公儀付人・女中について

文化一四年五月二十九日、淑姫は市ヶ谷邸で死去した。その情報は即座に幕府に伝えられ、同日中に各方面へ忌服・鳴物停止(来四日迄)が伝えられた。翌六月初日、各役職・格ごとの御機嫌伺いの登城日が触れ出され、その通りに出仕が行われる。五日、淑姫の法号が達せられ、これ以後淑姫は清湛院と称されることになった。出棺は六月一二日晝七時であった。同朝五時、葬送が行われ、淑姫は増上寺へ葬られた。⁽³³⁾

(一) 公儀付人の処遇

八月二四日、淑姫付役人のうち五五人分の処遇が申し渡された。それをまとめたのが〔表3〕である。用人の福村理太夫と石野三右衛門が含まれていないのは、これらの役人が御守殿を去る際の見送り手となるためと思われる。

この日申し渡しのあった人々のうち、二八人が小普請入りとなっている。この中には同期、用達、台所頭から奥昇までが含まれており、おなじ奥昇でも召返を申し渡されている者もいるところからすると、小普請入りの申し渡しは役職によって一律なのではなく、個々の事情に応じて行われたのであろう。なお、召し返された奥昇は見習差し戻しになっている。これについては、千代姫公儀付人の事例にあったように、御守殿勤めのうちでの昇進は尾張藩内での地位とみなされ幕府内では通用されなかったためと思われる。⁽³⁴⁾

表3 淑姫逝去後の召し返し

	日付	名前	元の肩書(淑姫付)	新肩書	宛先	備考
1	八月二四日	石黒源右衛門	御台所組頭	小普請入	柳生主膳正・小普請組支配	一生のうち元高の通り被下
		太田理兵衛	御台所組頭助	小普請入		一生のうち元高の通り被下
		古川右助	御台所人	小普請入		一生のうち元高の通り被下
2	八月二四日	古山弥次郎	御侍	見習差し戻し	柳生主膳正	
		石原又三郎	御侍	見習差し戻し		
		小嶋金之助	御輿昇組頭	見習差し戻し		
		牧金蔵	御輿昇組頭	見習差し戻し		
3	八月二四日	前田善次郎	小間遣	見習差し戻し	小普請組支配	
		山口長阿弥	御同朋	小普請入		一生のうち元高の通り被下
4	八月二四日	森長之助	御台所組頭	表御台所頭支配無役	柳生主膳正・表御台所頭	一生のうち元高の通り被下
		大嶋十蔵	御台所人	表御台所頭支配無役		
		岡田喜左衛門	小間遣頭	表御台所頭支配無役		
		岡田善右衛門	小間遣	表御台所頭支配無役		
5	八月二四日	寺谷喜右衛門	小間遣	表御台所頭支配無役	小普請組支配	
		辻進太郎	御用達	小普請入		
6	八月二四日	葉山林右衛門	御台所頭	小普請入	柳生主膳正・御目付	一生のうち元高の通り被下
		小嶋金左衛門	御輿昇組頭	召返		元高の通り
		牧金兵衛	御輿昇組頭	召返		元高の通り
		木村政次郎	御小人	召返		元高の通り
		小山新右衛門	御輿昇	召返		元高の通り
		田中金八	御輿昇	召返		元高の通り
		山本喜右衛門	御輿昇	召返		元高の通り
		龜山源左衛門	御輿昇	召返		元高の通り
		田中市右衛門	御輿昇	召返		元高の通り
		清水鉄三郎	御輿昇	召返		元高の通り
		岩本金次郎	御輿昇	召返		元高の通り
7	八月二四日	栗原佐次右衛門	御輿昇	召返	向々	元高の通り
		小林藤四郎	御用部屋書役	御台様御広敷伊賀者		
		広瀬勘之助	御輿昇	小普請方改役		
		西村伴之助	御輿昇	二丸御小人		
8	八月二五日	小森藤四郎	御用部屋書役	御台様御広敷伊賀者	柳生主膳正・小普請組支配	
		広瀬勘之丞	御輿昇	小普請方改役		
		古山弥右衛門	添番格御侍	小普請入		
		山本甚三郎	添番格御侍	小普請入		
		青木尚次郎	添番格御侍	小普請入		
		浅井善太郎	添番格御侍	小普請入		
		小沢佐十郎	御台所人	小普請入		
		平井弥八	御台所人	小普請入		
		塩野五郎兵衛	御用部屋両役	小普請入		
		平野伝六	御用部屋両役	小普請入		
		松角力三郎	御小人	小普請入		
		山田徳次郎	御小人	小普請入		
		萩原源次郎	御輿昇	小普請入		
		金子吉左衛門	御輿昇	小普請入		
		佐藤善蔵	御輿昇	小普請入		
		増井六助	御輿昇	小普請入		
		斎藤善次郎	御輿昇	小普請入		
		塩野武兵衛	御輿昇	小普請入		
野村定左衛門	御輿昇	小普請入				
三谷徳之助	小間遣	小普請入				
中嶋藤兵衛	小間遣	小普請入				
前嶋佐五左衛門	小間遣	小普請入				
田口弥三郎	小間遣	小普請入				
黒田長兵衛	小間遣	小普請入				

將軍姫君の公儀付人・女中について

(「御守殿諸書付留」文化14年より作成)

(二) 女中の処遇

大名家の奥向の場合、女中は主人の死後は基本的に暇を出されるとされている。仙台藩伊達家の事例では暇を出されたが身寄りのないものは扶持を与えられて藩邸に住まわされたという。あるいはほかの主人に付いて引き続き伊達家に奉公する女中もいた。こうした処遇は生前の主人に対する奉公の程度によって差があったという。⁽³⁵⁾ 淑姫付の女中の場合はどうだったのだろうか。

七月二十九日、女中たちの処遇が決定する。「表4」これによると、淑姫付の女中は、次の五つに振り分けられた。

- ①再び江戸城大奥で奉公を仰せ付けられる。
- ②願の通り剃髪を仰せ付けられ、それまでの切米・扶持方・合力金を一生支給される。

- ③願の通り剃髪を仰せ付けられるが、それまでの扶持方・合力金を一生支給される(勤務年数が三〇年以下のため)。
 - ④奉公を願ったが暇となり、当年分の宛行だけ支給される。追って召し出される可能性がある。
 - ⑤暇となり、当年分の宛行だけ支給される。
- 延享元年(一七四四)九月の規定によると、江戸城大奥の女中が退職した場合、三〇年以上勤続した女中は切米か合力金のうち多い方と扶持方が一生支給されたという。⁽³⁶⁾ 右の②がそれに当たるのだろうか。しかしよくみると、「切米扶持方、合力金」とすべてが支給されることになっている。また、③は三〇年をみたしていないため「扶持方合力金」は一生支給されるが、切米は当年分のみ下されるとあり、延享元年の規定通りになっていないところがある。

なお、淑姫が入興したのは寛政一一年で、文化一四年まで一九年あまり

表4 女中の処遇

処遇	役職	名前	
① 剃髪相願候得共、不 及其義、御本丸ニ而 御奉公被仰付之	御年寄	岩田	
	御年寄	恵川 染川	
② 願之通剃髪被仰付、 取米御切米御扶持方 御合力金一生の内被 下之	表使	多川	
	御末頭	こや くれ	
	中年寄	松崎 八重鶴 嶋田 石見	
	御中臈	りの つう	
③ 願之通剃髪被仰付、 三十年以下勤ニ付取 米御扶持方御合力金 一生之内被下、御切 米は当年分被下之	表使	松尾	
	御次	森田 とい ととな	
	御仲居	岩根	
	上臈年寄	錦小路 正親町	
		御中臈	たき
	御小姓	そや 駒野	
		表使	瀬崎 みや ほの その
	御石筆	みや ほの その	
		御次	さち こよ
	④ 御奉公相願候得共御 暇被下、当年分之御 宛行不残被下之、追 而被召出候儀も可有 之候	呉服之間	うら すま みな とさ すて みき かせ
御三之間		かり いわ 初霜 閑屋	
		使番	3人
御半下		御中臈	くす らん ちさ たよ
	御小姓	やん	
⑤ 御暇被下、当年分之 宛行不残被下之	御次	つり う	
	呉服之間	ゆん	
	御三之間	つね りよ つた	
		御仲居	夕雲 小柴
	使番	小間使	かほ る
		御半下	八重 路 浦里 17人

(『御守殿諸書付留』文化14年より作成)

しかない。よつて右の女中の処遇において取りざたされている「三〇年勤続」というのは、淑姫付になる以前からの年数も含めて計算していることがうかがえる。とすると、②の人々はおそらく江戸城大奥から淑姫に従つて御守殿に入った者たちなのだろう。

④の人々は、奉公を願つたが認められず暇となつてゐる。しかし、機会があればまた召し出すことである。実際に若年寄植村は留守居に宛てて「④の女中名をあげて」追々被召出候様可被取斗旨、老女衆江可被達候」と通達してあり、女中の再奉公のために働きかけていた。

以上、淑姫死去後における男性付人と女中のそれぞれの処遇についてみてきた。結果は、男性付人は基本的に召し返しとなつてゐる（小普請入りも含む）。ただし、先行研究の事例と同様、御守殿内での昇進は加味されることなく、付人となつた段階での格で召し返されている。

女中では召し返しになつてゐるのは年寄一人で、ほかは暇となつてゐる。しかしその中にも剃髪を許可された者たちは扶持方などを一生支給された。また、再度の奉公を望みながらも許可されなかつた者たちもいたが、それに対して御用承りの掛である若年寄が留守居へ働きかけ、女中の願の通りになるように動いてゐた。

おわりに

本稿では、淑姫の公儀付人（男性役人・女中）について、構成、役替、淑姫死去後の処遇をみた。

淑姫の付人は、千代姫（三代將軍家光娘、尾張藩二代藩主光友室）の付人とほぼ一致する。その構成をみると、用人・用達・医師・台所頭・同朋が御

目見以上、侍・台所組頭・台所人・用部屋書役・台所小間遣頭・奥昇組頭・台所小間遣・小人・奥昇が御目見以下となる。御目見以上の職は幕府からの役料のほかに藩からも合力米が支給され、御目見以下の職はそれまで幕府から支給されていた宛行高を藩から支給された。つまり、身分上は幕府に属しているものの、俸禄の面では藩に属するという両属関係が確認できるのである。

つぎに、付人の役替について事例を追つてみた。付人が死亡、または病氣などにより暇を得たことで欠員ができた場合、その補充には欠員のある役職と同役もしくはそれに準じる幕府内の役職にある者が、役替という形で任命された。この際、淑姫付同朋の跡役に奥坊主をあて、同朋として阿弥号などを整えて任命した事例がある。ここで同朋から後任がなかつたのは、姫君付の同朋は江戸城の同朋衆部署とは別であつたためと推察する。つまり、姫君付人は用人を頭とする一つの役職で、「組頭―平」で編成される多くの幕府役職と同様に、御守殿においては用人が組頭として付人役人を支配下に置いた一部署を構成してゐたのである。なお、千代姫の事例では入奥以来の付人が家職化して代々勤めていたが、淑姫の事例では付人の欠員は世襲せずに別の幕臣で補充している。この点は大きな特徴といえる。

一方、女中の人事はもっぱら御守殿内で行われ、明き役ができて江戸城大奥から女中を補充することはなかつた。御守殿女中のなかで明き役ができる、御守殿内の女中を昇進させたり、新規に召し抱えたりして補充した。その任命の儀式も御守殿で行われた。女中の人事は実質的に御守殿の老女衆が行い、用人や若年寄らは老女衆の意見を追認する形になつてゐた。

淑姫死去後、主人を失ったことにより付人・女中の処遇が決められた。付人は基本的に幕府に召し返しとなるが、半数近くが小普請入し、ほかは江戸城での勤務に戻っている。なお、江戸城勤務になったものも、「見習差戻」になるなど、御守殿内でのキャリアは白紙とされていた。女中では再奉公を命じられたのは一人だけで、ほぼすべての者が暇となった。ただし、暇となった者には、剃髪して一生のうち扶持米などを支給された者や、再度召し出されるのを待機する者などさまざまであった。これは男性役人と同様で、主人の死去後に再奉公を願う者の奉公先は江戸城大奥であり、藩に残留して勤めはしなかった。

いずれにせよ、通時的にみれば姫君付人とは姫君が存在するときのみ発生する臨時の役職であることや、藩との両属関係が発生することなど、他の恒常的な役職と同一視できない特別な部署であったのだろう。

註

- (1) 長野ひろ子「日本近世ジェンダー論」(吉川弘文館、二〇〇三年)。柳谷慶子「武家社会と女性」(日本の時代史16 享保改革と社会変容) 大石学編 吉川弘文館、二〇〇三年)。松崎瑠美「近世武家社会のジェンダー・システムと女性の役割」(近世中期の仙台藩伊達家を事例として)『歴史』第一〇三輯、二〇〇四年)。水室史子「大名藩邸における御守殿の構造と機能」(綱吉養女松姫を中心に)『お茶の水史学』第四九号、二〇〇五年)。
- (2) 高橋博「大名佐竹家の婚姻・通婚圏と幕藩関係」(婚姻の経緯と本家・分家関係)『学習院史学』第三三号、学習院大学史学会、一九九四年)。
- (3) 浅川淳栄「高島藩主と妻妾・子女」(その藩政との関連)『信濃』四四一、一九九二年)。
- (4) 大塚英二「光友夫人死去に伴う公儀付人の召返しについて」(徳川林政史研究所研究紀要)二七、一九九三年)。

將軍姫君の公儀付人・女中について

(5) 柳谷慶子「仙台藩伊達家の「奥方」」(『女の社会史』山川出版社、二〇〇一年)。長野ひろ子「幕末維新期の奥女中」(『茨城県史研究』八六号、二〇〇二年)。畑尚子「徳川政権下の大奥と奥女中」(岩波書店、二〇〇九年)。

(6) 高橋博「大名家の奥附に関する一試論」(『学習院史学』四四、二〇〇六年)。

(7) 松崎瑠美氏前掲論文。

(8) 水室史子氏前掲論文。

(9) 「寛政武鑑」寛政九年(『江戸幕府役職武鑑編年集成』深井雅海・藤實久美子編、東洋書林、一九九六年)。

(10) 「柳宮補任」(『大日本近世史料』第四卷二四頁)。

(11) 松平乗保と淑姫との関係は、現在のところ不明。

(12) 大塚英二氏前掲論文。

(13) なお、將軍家斉の淑姫御守殿への「御立寄」の際に、用人、医師、膳所台所頭、用達、同朋は御目見のために罷り出る。このことから、彼らが御目見以上で、幕府と藩の両方から俸禄を得ていたことがわかる。

(14) 大塚英二氏前掲論文。

(15) 「御守殿方留」文化一〇年五月一日。

(16) 深井雅海「江戸城をよむ」(原書房、一九九七年)。

(17) 「文化武鑑」文化一〇年(『江戸幕府役職武鑑編年集成』深井雅海・藤實久美子編、東洋書林、一九九六年)。

(18) 「御守殿方留」文化一〇年六月三日。

(19) 奥坊主の俸禄は、二〇俵(一人扶持高、役扶持一人扶持、役金三兩。ほか御小道具役や御用部屋坊主はそれぞれ役扶持や役料がある)。(『吏徴』(『古事類苑』官位部三「坊主」、古事類苑刊行会、一九三〇年)。

(20) 「御守殿方留」文化八年二月一六日。

(21) 「御守殿方留」文化八年二月一七日。

(22) 「御守殿方留」文化一〇年五月二九日、五月二日。

(23) 幕府内の人事は奥右筆が把握していた。本間修平「徳川幕府奥右筆の史的考察」(服藤弘司・小山貞夫編「法と権力の史的考察」、創文社、一九七七年)。

- (24) 側衆が江戸城内の人事に大きく関与していた点については、深井雅海氏の研究がある(深井雅海「徳川幕府御側御用取次の基礎的研究」、『国史学』一二〇号、一九八三年)。
- (25) 畑尚子「江戸與女中物語」講談社現代新書一五六五、二〇〇一年。
- (26) 「女中分限帳」(東京大学史料編纂所蔵)。
- (27) 「日本財政経済史料」五卷、八九〇頁(『甲辰雜記』寛政二年己未八月二二日参)。
- (28) 「御暇諸書付留」一一卷(文化一四年)学習院大学図書館所蔵(学習院大学図書館所蔵丹鶴城旧蔵幕府史料)一四卷、ゆまに書房、二〇〇九年所収)。
- (29) 「旧事諮問録―江戸幕府役人の証言―」上(岩波文庫青四三三一、一九八七年)。
- (30) 深井雅海氏前掲著者。
- (31) 「御守殿方留」文化五年閏六月二三日。
- (32) 松尾美恵子「江戸幕府女中分限帳について」(学習院女子短期大学紀要)三

〇、一九九二年)。

(33) 「御慶書天保集成」三四二―三四二八。

(34) 大塚英二氏前掲論文。

(35) 松崎瑠美氏前掲論文。

(36) 松尾美恵子氏前掲論文。

(37) 「御守殿諸書付留」文化一四年七月二八日。

(38) 大塚英二氏前掲論文。

(39) 千代姫の事例と、本稿の事例とは時代が隔たっており、その間に幕臣に対する規定も変化している。よって二つの事例に差異が生じるのは当然であるが、こうした変化の背景を含め、どう変遷したのかを今後検討していきたい。

〔付記〕

本稿は、二〇〇五年度学習院大学大学院人文科学研究科修士論文の一部を改稿したものである。